します被害者支援無料相談を実施

場市民総合センタ 家族等からの相談をお受けします。 や交通事故、 害者支援センター 弁護士、 臨床心理 DVなどの被害者や -の相談員が、沿心理士、紀の日 10時~16時 2階「相談室」 丰 犯罪 国被

0



場所、

します。啓発講座の専門講師

代においても、インターネット広報告されています。また、若い世扱め詐欺の被害は依然として多数 高齢者を狙った悪質商法や振

儲け話に関するトラブルの相談がをきっかけとした副業や投資等のをきっかけとした副業や投資等の告からの通信販売トラブルや、S 市では、 然に防ぐためには、 寄せられています。 このような消費者トラブ 手口

動等のプログラムとして、 活用ください。 ■人気テーマ や研修会、 『修会、学校の授業やクラブ活老人クラブや自治会等の会議

■面接相談

(当日のみ開設) (81) 1800 できるだけ事前に予

約してください

固 (公社)

紀の国被害者支援セ

◇振り込め詐欺◇最近の消費者被害とその対策

ネッ

固自治振興課 国左記へお申込みください。 ◇インター 講座内容は相談に応じます。 市民生活係

0



門の講師を無料で派遣していま 処法を身に付けることが大切です。 申込みがあった団体に専 を知り対 ルを未

是非ご ので、 なぎ、

必要な方には行政や専門機関につ近な相談相手となります。また、 なることがあるときは、 関する悩みごとや、ご近所で気に 相談した方の秘密は守られます 支援します。

安心してご相談くださ 3 2 6 (本庁舎2階)

固福祉課 庶務係

や携帯電話 日程や



ポストに新聞紙が がるなあ。 いっぱいたまってん、い おばあちちあい・・・・ 大丈夫な夏に 大丈夫生変夏に 相談してみよう。

市の人口

令和6年3月末現在

男 31,954 人 (-132)

女 35,983 人 (-209)

計 67,937 人 (-341)

34,812 世帯 (-12)

※()内は前月比

3月の出生 男 20 人 女 10 人

人口

生地 委員の ・児童委員」

ボランティアで、全ての民生委員員は厚生労働大臣から委嘱されたがいるのはご存じですか。民生委がいるのはごとに民生委員・児童委員

介護や子育てなどの日常生活には児童委員を兼ねています。 地域の身

5月の納税等

■市県民税 給与特別徴収…4 月徴収分

■軽自動車税 種別割…全期分

※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があ ります。

世界遺産 「紀伊山地の霊場と参詣道」 登錄20周年記念

熊野の魅力を再発見しよう! 第丨回

最近見たテレビドラマのクライマックス で「日本には考えの違う相手を尊重する美 徳がある」、「寛容になりましょう」という セリフがありました。それは脚本家やドラ マ関係者が今の時代に伝えたかったメッ セージなのかなと感じつつ、熊野は I,000 年以上前からそういう場所だったんです よ、と少し自慢したくもなりました。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、 異なる3つの宗教が共存する地域であり、 熊野は、性別や身分、浄不浄、信 貴賤を問わず全ての人々を受け入れ てきたことが特徴です。これは古道沿いに

残る藤原秀衡、和泉式部、 小栗判官などの 物語からも垣間見ることができます。

表面だけ聞くと「そんなバカな!?」と思 うような物語も、熊野の精神性や歴史的背 景を踏まえて考えると、その伝説の本質に 触れることができるかもしれません。気に なる方はぜひ調べてみてくださいね。

世界遺産登録20周年を迎える今年は、 合気道や南方熊楠など、様々な切り口から 熊野地域の魅力を再発見、再発信していく 予定です。HP にも情報を掲載していくの で、ぜひご覧ください。





業を補助します地域の保健福祉を増進する

TANABE

KUMANO KODO 20th Anniversary

めに行う、

齢者等の保健福祉の増進を図るた図市民団体や市内の民間企業が高 ※国、県、市の他の補助金の対象と ※施設建設等に要する費用は除く する費用 先導的事業の実施に要

◇市内の民間企業 上限5万円◇市民団体 上限100万円■補助金額(1事業当たり) **申**5月3日 金までに、 業計画書、 ■交付期間 なる事業は除く。 してください。申込書等、活動実績書を添えて左日逾までに、申込書に事 3年を限度とします。

ムページからも取得できます。は、左記で配布しているほか、ホー記へ提出してください。申込書に 固福祉課 庶務係 **a** 0 7 3 9 2 6 (本庁舎2階) ホ

lg.jp/fukushi/tiikihokenfukusi https://www.city.tanabe

マイナンバーカード 休日開庁のおしらせ

(5/12 回は龍神行政局、6/9 回は中辺路行政局で

間市民課 窓口係





です。訂正してお詫びします。いましたが、正しくは右記のとおを 8 時30分~17時15分と記載し日開庁のおしらせ』内で、実施時 月号の 7 実施時間 力 とおり して

圓鬪5月12日**回**、6月9日**回** 9時~12時 場市民課(本庁舎3階)

も実施します)

0739 (34) 2131

こんなことが



Tanabe Publicity 2024.5

医療保険分

6.5%

9.0%

27,200 円

20,100 円

※年間税額は、世帯で算定した医療保険分・後期高齢者支援金等

※資産割は、県内の統一的な国保の運営方針を示した「和歌山

県国民健康保険運営方針」で、令和9年度までの期間で廃止す

所得割率※

11.04%

※年間の保険料額は、均等割額・所得割額の合計額となり、個

※激変緩和措置として、基礎控除後の総所得金額等が58万円

(年金収入のみの場合 211 万円)以下の方は、令和 6 年度に限り、

後期高齢者

支援金等

2.79

3.0%

賦課限度額

73万円

80 万円

II,300 F

8,300 円

介護保険分

2.1%

2.6%

13,000 円

6,700 円

■国民健康保険税率等

所得割率

資産割率

被保険者均等割額

世帯別平等割額

令和6年度

令和7年度

様の自己負担額は、

ります。自己負担額を担額は、旧田辺市地域、対象となる地域の皆

金

となり

となるため、

※補助申請者は収集運搬許可業者

を補助します。

と旧田辺市地域との料金差額

人単位で計算します。

介護保険分の合計額となります。

ることをめざすとしています。

■後期高齢者医療制度の保険料率等

均等割額

54.428 円

軽減用所得割率として 10.13% になります。

係る自己負担額の平準化を図

補助対象地域

(龍神村、

本宮

るた

【初期投資補助金】 大するため、 地域産業の振興と就労機会を拡

■補助金額

につき10万円 【雇用奨励金】 所の開設に必要となる経費の ■奨励金額 (上限50万円) 新規市· 創業又は新たな事 (上限50万円) 内雇用者1 2 事業 名

ます。

険等への加入)が1年以上継続間の定めのない雇用契約、社会 ■ 条 件 後3か月までに雇用された者 て雇用されること 事業者指定から事業開始 社会保 領期

【共通事項】

認定エリア ■補助対象者◇区域内で創業する ■対象エリア 中 心市街地区域内

設する中小企業者 者で、区域内で新たに事業所を開 ◇既に事業を行って 中小企業者 いる中 小企業

ださい。 詳しくは、 その他、 左記へお問 要件があり い合わせく ますの で、

固商工振興課 庁舎4階) 創業立地推進係(本

継続を支援します商店街での新規事業 事

年以上営業を続けている中小企業る中小企業者と、商店街区域で10き店舗等を賃借して新たに出店す中心市街地区域内の商店街の空 者に対して、店舗改修等を支援 L

店街、 町商店街、 新通り商店街、 り商店街 本通り商店街、 ■対象商店街 アオイ通り商店街、 銀座商店街、 北新町 駅前商 商店街、 店街、 海蔵寺商 宮路通 、 栄 湊 前

> 専用サ 遺産

から取得できます。

闘みなべ・田辺地域世界農業遺産

推進協議会事務局

(みなべ

町

1

改修費の2分の1(上限50万円)

詳

商工労政係(本庁

◇事業継続

舎4階)

◇新規開業 ■補助金額

上限30万円(月5万円×6か月分) 賃貸店舗の家賃の2分の

さい。 しくは、左記へお問い合わせくだ 改修費の2分の1 その他要件がありますので、 (上限50万円)

固商工振興課

業

果樹の新規作物の導 化に向けた新技術、収益性果樹の高品質化や、作業 経費を補助します。 入を行

に係る経費、その他必要と認めら (種苗の購入費、パイプ棚等の設備 の栽培に取り組む場合の資材費 の栽培に取り組む場合の資材費 れる経費) に係る経費、その他必要と認

置図、実施前の写真)を、左記へお書、見積書の写し、導入予定地の位付申請書、事業計画書、収支予算 3分の1以内(5万円~3万円) 持ちください。申請用紙は左記で配 ■5月9日承以降に、申請書類(交 物導入ともに事業費(資材費)

> **a** 0 7 課内)

3 3

9 3 1

minabetanabe.jp/

https:

//www

.giahs

圓◇農業振興課 農政係(本庁舎4階) **a** 0 7 3 9 ◇各行政局 産業建設課 (26) 9930

う際高省 のい力

請してください。

っぽか、 中請書類は、 ぬった

梅

に、

梅振興室 (本庁舎4階)

申

■5月7日⊛~

17日金17時[必着]

振興室で配布するほか、

世界農業

「みなべ・田辺の梅システム」

■補助金額 新技術導入、 新規作 の

■事業実施期間

補助金交付決定

令和7年2月8日金

ページ参照

免について軽自動車税

民福祉課(19ページ参照)で手続日金までに、左記又は各行政局住国納税通知書が届いてから5月31 る減免、 に対する減免等があります。 変更した車両に対する減免、 のために直接専用する車両に対す 体障害者等に対する減免、 自動車税 生活保護を受けている方 (種別割) に 構造を は、 公益 身

を参考に見直しを行います

【後期高齢者医療制度の保険料率等】

固保険課 保険税係

(本庁舎3階)

となります。)

2 6

保険料率は、

県内均一で定めら

費納付金及び市町村標準保険料率

ており、

税率は県が示す

国保事

業

は令和6年度から限度額が80万円75歳に到達して資格取得する方等

国保は、

都道府県単位で運営

変更されます。 賦課限度額は、

(令和6年度中に 段階的に80万円

【国民健康保険税率等】

保険税

料

率を改定します

令れ、和

2年ごとに見直されており、 6・7年度の保険料率等が、

決

(種

別

割

の

減

定されました。

なお、

令和 6·7

年度の保険料

0

に

なお、 納税通知書は5月 (本庁舎3階) 10日 金

きをしてくださ

☎0739 (26 圓稅務課 庶務係 から順次送付します。 <u>2</u> 6 9 9

差額補助制度について田辺市し尿収集運搬等料金 尿くみ取り及び浄化槽清掃に

■補助金額と自己負担額(参考例)

種別②は合併処理浄化・通常清場)の場合 種別①は生し尿くみ取り252ℓの場合、
槽(5人槽・嫌気る床接触げっ気方式)

僧(3 人僧・煉丸ク床接触はつ丸刀丸・週吊肩押)の場合					
種別	旧田辺市地域	龍神村	本宮町		
()	3,388 円	3,696 円	3,696 円		
2	32,780 円	38,500 円	38,500 円		
①	_	308 円	308 円		
2	_	5,720 円	5,720 円		
()	3,388 円				
2	32,780 円				
	種別 ① ② ① ② ① ② ①	種別 旧田辺市地域 ① 3,388円 ② 32,780円 ① — ② —	種別 旧田辺市地域 龍神村		

民福祉課 ただく必要があります。 個人情報の提供について、 収集運搬許可業者から田辺市へ しくは、 (19ページ参照) |ページ参照) までお左記又は各行政局住 同意をい の

過廃棄物処理課 廃棄物対策係

田辺市地域料金とするためには、

い合わせください

 \Box

全・活用を推進する自主的な活動「みなべ・田辺の梅システム」の保のある団体が行う、世界農業遺産圏田辺市及びみなべ町に活動拠点

援します新技術や新規作物の導入を支

活動支援事業を募集します世界農業遺産住民提案型地域

費用を助成しますおたふくかぜワクチン接種

就学前で、 申左記又は各行政局住民福祉課 の接種を希望する方も対象です。※1回目を自費で接種し、2回目 図市に住民票のある1歳~ す。(自己負担金2000 たことがない幼児 人につき おたふくかぜに罹患に悪のある1歳~6歳 回まで助成 円が必要) 0

a 0 7

ださ

(19ページ参照)

へお申し込みく

固健康増進課

母子保健係

成します帯状疱疹予防接種費用を助

を受け取ってください。 防接種費用を全額支払い、 国医療機関で予防接種を受け、 るものをお持ちの ■助成金額 日時点で65歳・ 本人確認書類・印鑑・ 人の振込先口座番号が確認でき 上限40 70歳の方 下記又は各 0 領収書 領収 予 書

舎2階) **a** 0 7

2 6

4

9

固健康増進課

健康管理係

合わせください。

ください 固健康増進課 種する医療機関又は医師にご確認 ※ワクチンは2種類あり へ申請してください 健康管理係 ます。

庁 接

種混合ワクチンに つ L١

て

5

防接種となっています。 わせた5種混合ワクチ すでに4種混合ワク ・ポリオ) (ジフテ 月 日 ij とヒブ ア・ 百日 _フ 種 混合ワ チ ク せ ンが定期予 、ンの接種 き チンを合 • 破傷 ク チ

風

福祉課(19ペー 図生後2か月~ られた回数を接種してください。 詳しくは左記又は各行政局住民 に至るまで 生後90か月 ジ参照) へお問 (7歳 11

合ワクチンとヒブワクチンの決め 要があります。 引き続き、 **4**種混

図市に住民票のある令和7年

月

人につき1

回まで助成します。

行政局住民福祉課 19 ~ ージ参照)

すかのお知らせ」は届いてい「令和6年度田辺市検診事

ま業

※ 令 間保険課 庶務係 年3月31日時点で40歳 誕生日の前日まで受診できます **a** 0 7 3 9 「旬に受診券を送付」特定健診の対象の方 <u>2</u> 6 で送付していまれ象の方には、 (本庁舎3階) 9 ・ます。

利健用康 ください ・ ク補助制度をご

※令和6年度中に75歳になる方は年3月31日時点で16歳~74歳の方園田辺市国保被保険者で、令和7 します。 誕生日の前日まで受診できます 人間ド ッ ク等 の受診費用を補助

同一ワクチンで接種を完了させる必

を開始している人は、

原則として

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主にお願いします。

料広告募集中

広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか?

本紙(広報田辺)及び市のホームページに掲載する有料広告を募集しています。

本紙への掲載を希望される方は掲載を希望する月の2か月前の20日までに、ホームページへの掲載 を希望される方は掲載を希望する月の前月までに、広告原稿を添えてお申し込みください。

詳しくは、企画広報課広聴広報係(☎0739-26-9963)までお問い合わせください。

http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukoku-kouhou.html

やさしさ ひろがる



第 II 回 インターネット上の人権侵害について

インターネットの普及によって、誰でも 手軽に情報収集や発信ができるようにな り、コミュニケーションの輪が広がるなど とても便利になりました。

一方で、名前や顔を簡単に知られること なく情報を発信できるため、個人に対する 誹謗中傷、差別的な書込み、人権やプライ バシーの侵害等、インターネットを悪用し た行為が増えています。

また、近年ではスマートフォンやゲーム 機などの急速な普及に伴い、インターネッ トは子どもたちにとっても身近なものにな りました。SNS 等を利用した誹謗中傷や性 的被害、違法ダウンロードなど、子どもが トラブルに巻き込まれる場合があります。

インターネット上の情報の中には嘘や間 違った情報が少なからず存在します。あな たの発信した情報が、知らないうちに誰か を傷つけているかもしれません。

一人ひとりが加害者とならない意識をも ち、誰もが被害に遭わないよう、インター ネット上で起こり得る人権

侵害について理解を深め、 ルールやモラルを守って利 用しましょう。

一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち 田辺市をめざして

a 0 7

3

4 2 8

6

6 8 8

固和歌山県後期高齢者医療広域連合

年2月28日金 ■受診期間

6

月

Ē (±)

令

和7

検査名	費用	自己負担額	補助上限額
人間ドック	37,700 円	5,650 円	32,050 円
脳ドック	32,400 円	4,860 円	27,540 円
人間ドック (脳検査付)	60,700 円	9,100円	51,600円

※同一年度にいずれか一つの補助となります。 ※下記の、後期高齢者医療制度の健康診査との重複 受診はできません。

タ

固障害福祉室

障害福祉係

(本庁

2 6

4

02

度をご利用 用ください ッ いク補

助 制

診査を受けましょう後期高齢者医療制度

の

健康

します。 20後期高齢者医 人間ド ック等の受診費用を補助 療の被保険者

⅓◇医科健康診査

後期高齢者医

券を送付

します

対象の

方には、

5月下旬に受診

日保険証、 局住民福祉課(19 券をお持ちの上、 の健康診査受診券、 印鑑、 19ページ参照)へ、左記又は各行政券、各種検診受診 後期高齢者医療

固保険課 医療係 申請してください (本庁舎3階)

は90歳以上の方時点で満75歳、20

80 歳、 令和6

の被保険者で、 ◇歯科健康診査 療の被保険者

80歳、85歳の方又 管和6年3月31日 後期高齢者医療

の重

新庁舎移転に伴 V,

暘社会福祉協議会 日火 (市民総合セ

障害福祉室

15月7 から社会福祉協議会へ変わります。

申請窓口が変わります度障害者福祉タクシ 券

Tanabe Publicity 2024.5

(上芳養町内会)遊具

"II" 8" (IF

田辺市

1

ださい!

水を大切に使いましょう

■暮らしに欠かせない 日 ~7日は水道週間 水

ませ これからの季節は水の使用量が 水の大切さをこの機会に考え んか。 で

ます。 洗車はバケツにためた水を使うな 磨きや洗顔時には蛇口を閉める、 しょう。 身近にできることから始め 7 月 ~ 水を大切に使う 8月が最も多くなり ために、 歯

■漏水に注意しましょう

いる可能性がカロットが回って 理責任が を全て閉め、 点検をしてください。 のようなことを避けるため、 各家庭でのご負担となります。 が発生した場合、 家庭の あります 水道設備は、 回っていれば、 水道メ あり 漏水分の料金はすので、もし漏水 9ので、も / 雪値は、皆さんに管 家中の蛇口 ター 漏水して 0) 時々 パ ے イ

パイロット

漏水など家庭内

市指定給水装置工事事業者にご依の修繕や新増設等の工事は、田辺市では行いません。家庭内の水道 ジをご覧くださ 頼ください https://www.city.tanabe. 詳 しくはホ ムペ

消火栓の使用や水道管破裂で漏

つ

■消火栓の使用等による濁り水に lg.jp/suidou/index.html いて

るときれいになりますが るときれいになりますが るときれいときは、左記へ ださい。通常はしばらく 色に濁ることがあります 水などが起こると、 ないになりますが、 濁りが通常はしばらく流し続け 左記へご連絡く 水道水が 分ご注意く ので、 赤茶 飲

水道部 工務課 管路係(本庁舎4階) 問⇔漏水、 濁り水に関すること

■水道の修繕等に

つの水道の修繕をいっいて

20度以上

■使用できる物品 を必ずご確認くださ

(やまぶどうを含む) 右記以外にも使用できない物品

がありますのでご注意くださ

◇自家製梅酒等は、、 ■提供時の注意

いただくか、 書類の提出が必要です。 お客様に提供する場合は、 ◇料飲店や旅館等で自家製梅酒 詳しくは、 国税庁ホ 左記へお問 Δ 11 事 \sim 合 1 わ 前 ジ せ に 等

閪田辺税務署 a 0739 (22) 2 5 0

■使用できる酒類 酒類等に制限が 税法の規定により あ ります ルコ 使

分

インは、 ※一般に市販されて 使用前にアル 一の酒類 ルコール度数いる清酒やワ

■使用できない物品 糖類 11 梅 等

等

1

います。 販売・譲渡することは禁止されて 他人に提供・

をご覧ください。

https://www.nta.go.jp

注意ください自家製梅酒を作る場合はご

用できる ル

ぶどう

主な電話番号等

a 0 7

2 6

9

△0739 (24) 62 圓自衛隊田辺地域事務所

2 1 9

(二 財)

自治総合センター

庁舎5階)

<u>ත</u> 0

ž

過◇自治振興課

市

民活動係

(予定)

屬和歌山県民文化会館

大会議室

上芳養町内会

遊具の整備

備を行いました。

助成事業として次のとおり

整

■受付時に説明

■受付締切日

6月

24

日

用

ます。

令

和5年度は、

_

般コミュニ

【試験】

コミュニティ助成事業を行って な施設・設備等の整備を助成する 源に地域で行う活動や事業に必要

11

■手当 ■ 給 与

(2士に任官後)

地域手

(月額)

15万7千円

寒冷地手当等

宝くじ

の

社会貢献広報事業とし

月の末日現在、33歳に達しない方32歳の方にあっては、採用予定1日現在、18歳以上33歳未満の方の日本国籍を有し、採用予定月の

宝くじの受託事業の収入を財

 $\widehat{}$

自治総合センタ

では、

られています宝くじは広く社会に役立

て

候補生を募集します令和6年度の自衛隊一

般

曹

■田辺市役所 〒 646-8545 東山一丁目 5-1 ☎ 0739-22-5300 代 図 0739-22-5310

田辺市「暮らしの便利帳」を

発行します!

各種行政情報のほか、観光などの地

域情報を盛り込んだ「田辺市暮らしの

便利帳」を㈱サイネックスと官民協働

で発行します。5月中に各ご家庭に事

業者がお配りしますので、ぜひご覧く

- ■**龍神行政局** 〒 645-0415 龍神村西 376
- **■中辺路行政局** 〒 646-1492 中辺路町栗栖川 396-1
- ■大塔行政局 〒 646-1192 鮎川 2567-1 ☎ 0739-48-0301 代 区 0739-49-0359

- ■本宮行政局 〒 647-1792 本宮町本宮 219
- ☎ 0735-42-0070 代 区 0735-42-0239
- ■市ごみ処理場 〒 646-0053 元町 2291-6
- ☎ 0739-24-6218 代) 🖾 0739-24-4068 ※田辺市役所の住所は5/7 ②から、左記のとお り変更します。

問田辺広域休日急患診療所(市民総 合センター玄関右側)

■時印紀 9時~ | 1時 30分、 | 13時

(※小児科のみ、 生 18 時~ 21 時 30

全国版救急受診ガイド 「Q 助」

電話案内サービス

■防災行政テレフォンガイド

a 0120-963-910 ※防災行政無線の放送内容を確認

する電話案内サービスです。 ■救急安心センター 〇# 7119 ※つながりにくい場合は、市消防

本部(☎0739-22-0119)へご連

休日急患診療

内内科、小児科、歯科の応急診療 ~ 16 時

分も診療を行っています。)

1 0739-26-4909



防災行政メール等



広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主にお願いします。

有料広告募集中

広報紙・ホームページへ広告を載せてみませんか?

本紙(広報田辺)及び田辺市のホームページに掲載する有 料広告を募集しています。

広告掲載を希望される方は、広告原稿を添えて掲載を希望 する月の2か月前の20日までにお申し込みください。詳し くは、企画広報課 広聴広報係までお問い合わせください。

□ 0739-26-9963 □ http://www.city.tanabe.lg.jp/kikaku/koukoku-kouhou.html

有料広告

I 枠単独 (縦 46mm × 横 85mm)

絡ください。